

個人向け国債 商品説明書

公共債保護預り兼振替決済口座に 関する契約のご説明

商品説明書 (2024年10月) : 次ページより (5) ページ

公共債保護預り兼振替決済口座に

関する契約のご説明 (2024年10月) : (6) ページ

個人向け国債

この書面には、個人向け国債のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みください。

- 発行日から1年未満の中途換金は原則できません。
- 中途換金時の受取金額は、中途換金調整額（原則、直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685）の差引後の金額となります。
- 通帳式の場合、最大年1,320円（消費税込）の口座管理手数料をご負担いただきます。
- 発行体である国の財政難等により、利払や償還が遅延する等の信用リスクや、中途換金時にご負担いただく中途換金調整額により、払戻時の受取金額がご購入時の払込金額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスクがあります。また、繰上償還や買入消却が行われ、当初の満期償還日まで運用することができなくなるリスクがあります。
これらのリスクは個人向け国債の保有者が負うこととなります。

個人向け国債の保有者は、利子および償還時における額面金額につき発行体（日本国）に対して請求権を有します。
- クーリング・オフ制度の対象ではありません。

上記以外の商品内容や、リスクについては次頁以降に記載がございますので、ご確認ください。また、ご不明な点がございましたら、窓口等にお問い合わせください。

商品説明書

2024年10月

株式会社 三井住友銀行

1. 商品（契約）の概要	・個人向け利付国庫債券（固定・3年／固定・5年／変動・10年）とは、日本国が発行し元本や利子を支払う個人専用の国債です。
2. 預金との誤認防止等	・個人向け国債は預金ではありません。 ・個人向け国債は預金保険の対象ではありません。 ・個人向け国債は投資者保護基金の対象ではありません。
3. 期 間	・3年（固定）／5年（固定）／10年（変動）
4. ご利用可能な方	・個人のお客さま（屋号付のお取引はできません）
5. 購入方法 (1) 価額 (2) 購入代金 (3) 購入単位	・個人向け国債の価額は、額面100円です。 ・購入申込時に、販売価格にて一括で払い込みいただきます。 ・額面1万円以上、1万円単位
6. 利 金	・3年物および5年物 … 発行日から満期償還まで変わらない固定金利 （最低金利保証 年0.05%） ・10年物 … 6ヵ月ごとに市場動向に応じて決定され、適用利率が変わる変動金利 （最低金利保証 年0.05%） ・いずれも6ヵ月ごとに利金を受け取ることができます。
7. 償還金の受取	・償還日以後に一括してお受け取りいただきます。 なお、債券の満期償還前に、繰上償還（抽選償還等）や買入消却が行われることがあります。
8. 利子課税 （利金に対する課税）	・申告分離課税（所得税15.315%および地方税5%、合計20.315%） ※復興特別所得税が付加されております。 ・法令に定められた条件を満たす個人のお客さまは、購入時に申告等の所定の手続を行うことにより、マル優・マル特の取扱を受けることができます。 ・個人向け国債の利子については、利子所得として課税されます。 ・個人向け国債の利子および個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。 なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。
9. 振替決済口座	・お客さまの購入した個人向け国債は振替決済口座で管理されます。利金や償還金は、あらかじめ指定された預金口座に自動的に入金されます。

	ります。
14. クーリング・オフの適用	・個人向け国債の購入は、クーリング・オフの対象外です。
15. 元本欠損リスクと要因	・個人向け国債には元本欠損を発生させる等の次の主なリスクにより、損失を被ることがあります。
(1) 信用リスク	・国債には、発行体である日本国の財政状況の変化を直接の原因として、利払や償還が遅延したり、不履行が発生し、投資元本を割り込む可能性があります。
(2) 中途換金コスト	<p>・中途換金時は元利金より以下の中途換金調整額が差し引かれます。</p> <p>発行日より1年未満の中途換金： 過去受け取った利子（税引前）相当額×0.79685 ＋経過利子相当額</p> <p>発行日より1年以上の中途換金： 直近2回分の利子（税引前）相当額×0.79685</p> <p>・中途換金時の受取金額は中途換金調整額の差引後の金額となるため、払戻時の受取金額が額面金額を下回ることがあります。 なお、中途換金額は以下の通りとなります。 中途換金額＝額面金額＋経過利子相当額－中途換金調整額</p>
(3) その他のリスク	・国債等公共債では、繰上償還や買入消却が行われ、当初の債券の満期償還日まで運用することができなくなる可能性があります。
16. お取引残高等の通知	<p>公共債保護預り兼振替決済口座における残高、取引明細等の通知方法は次の通りです。なお、取引残高報告書方式から通帳式への切替はできません。</p> <p>・通帳式 債券保護預り兼振替決済通帳に記載の上、通知します。</p> <p>・取引残高報告書方式 残高、取引明細等を記載した取引残高報告書を作成し、送付します。取引残高報告書の作成、送付要領は次の通りです。</p> <p>①報告書は3・6・9・12月末を作成基準日として作成し、翌月中旬頃に送付します。</p> <p>②期間中（各作成基準日の月を含む前3ヵ月間）にお取引がな</p>

	<p>かった場合は作成しませんが、12月末時点で口座残高があるお客さまには、お取引がなくても毎年12月末分は作成します。</p> <p>③作成基準日までにお申し込みいただいたお取引でも、約定日が翌期になるお取引については、翌期の取引残高報告書に記載します。</p>
<p>17. 当行の概要 (※)</p> <p>(1) 当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要</p> <p>(2) 当行が加入している金融商品取引業協会</p> <p>(3) 当行の苦情処理措置および紛争解決措置</p> <p>(4) 対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商号等 株式会社三井住友銀行（登録金融機関） ・ 登録番号 関東財務局長（登金）第54号 ・ 本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 ・ 設立年月日 1996年6月6日 ・ 主な事業 銀行業務・登録金融機関業務 ・ 国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・ 短期有価証券および短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・ 私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・ 店頭デリバティブ取引 ・ 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 電話番号 0120-64-5005 ・ 無

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット（www.smbc.co.jp）に備えるディスクロージャー（開示資料）をご覧ください。

（2024年10月25日現在）

《お問い合わせ先》

本商品のお問い合わせは、お近くの窓口または下記までお願いいたします。

電話：0120-431-952（携帯電話からもご利用いただけます）
海外からの通話など、フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、

（通話料有料）03-5539-8270

毎日 9：00～21：00

（1月1日～3日と5月3日～5日を除く）

この書面は大切に保管してください。

公共債保護預り兼振替決済口座に関する契約のご説明

お申込にあたり、本書面および「公共債保護預り兼振替決済口座管理規定」
(定期預金等規定集)をよくお読みください。

○当行は、お客さまからお預かりする国債証券等を、法令等にしがって当行の財産と分別して保管します。また券面が発行されない保護預り証券について、法令等にしがって当行の財産と分別し、振替等を行います。

■当行所定の下記の手数料をお客さまにご負担いただきます。

○保護預り・口座管理手数料：お客さまおひとりあたり月額 110 円（消費税込）

※年度末（3 月末日時点）で取引残高報告書方式をご利用の個人のお客さま等、手数料が無料となる場合があります。

※今後変更となる場合があります。

■この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。

○公共債保護預り兼振替決済口座管理規定（以下、「本規定」）に掲げる下記事由に該当した場合、本契約は解約されます。

- *お客さまから解約の申し出があった場合
- *お客さまが手数料を支払わないとき
- *お客さまについて相続の開始があったとき
- *お客さまが本規定の変更に同意されない場合
- *お客さまが本規定および当行取引規定に違反したとき
- *やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合

○当行の概要は以下の通りです。（※）

商号等	株式会社三井住友銀行（登録金融機関）
登録番号	関東財務局長（登金）第 54 号
本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号
設立年月日	1996 年 6 月 6 日
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
当行の苦情処理措置および紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 電話番号 0120-64-5005
対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	無
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券および短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引
連絡先（お問い合わせ・ご相談）	電話：0120-431-952 (通話料有料) 03-5539-8270 毎日 9：00～21：00 ※1 月 1 日～3 日と 5 月 3 日～5 日を除く

※より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット（www.smbc.co.jp）に備えるディスクロージャー

(開示資料) をご覧ください。

(2024年10月25日作成)